

奈良県告示第三百五十五号

昭和二十五年十二月奈良県告示第三百六十一号（建築主事の使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十九日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

告示中「~~奈良県~~井上木事務所」を「奈良県中和上木事務所」に改める。